

資料作成費一覧

合計額 37,840 円

(出金日)

| | 年 | 月 | 日 | 経費(摘要) | 金額(円) | 領収書等No. |
|----|---|---|----|----------|--------|---------|
| 1 | 3 | 6 | 21 | パソコンリース料 | 37,840 | ① |
| 2 | | | | | | |
| 3 | | | | | | |
| 4 | | | | | | |
| 5 | | | | | | |
| 6 | | | | | | |
| 7 | | | | | | |
| 8 | | | | | | |
| 9 | | | | | | |
| 10 | | | | | | |
| 11 | | | | | | |
| 12 | | | | | | |
| 13 | | | | | | |
| 14 | | | | | | |
| 15 | | | | | | |
| 16 | | | | | | |
| 17 | | | | | | |
| 18 | | | | | | |
| 19 | | | | | | |
| 20 | | | | | | |
| 小計 | | | | | 37,840 | |

政務活動費出金票

| | |
|-------|---|
| 出 金 日 | 令和3年6月21日 |
| 項 目 | <input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 人件費 <input type="checkbox"/> 事務所費 |
| | パソコンリース代 4,730円×8か月(4~11月) |
| 金 額 | 37,840円 |

(↓領収書等貼付↓)

※ 下記の領収書は当初支払った(12か月分)の56,700円。残りの4か月分は11/9の会派解散に伴い、後日、返金を受領。

領 収 書

No. 068347

2021年6月21日

市民クラブ 様

金額 756760

パソコン等リース代×17 税10% (内消費税 75,600)
上記正に領収いたしました。

(令和3年4月分・令和4年3月分)

内訳

| | |
|-------|----|
| 現金 | ✓ |
| 小切手 | |
| | |
| | |
| 伝票No. | 金額 |
| | |
| | |
| | |

株式会社 謙 信  〒942-0007 上越市中央1丁目26番45号
TEL 025(520)6100 FAX 025(520)6070

株式会社 謙信堂 糸魚川 〒941-0067 糸魚川市横町2丁目10番10号1F
TEL 025(553)2803 FAX 025(553)2804

株式会社 謙信堂 妙高 〒944-0007 妙高市栗原5-2-1 トレビアン21ビル4号室
TEL 0255(72)9163 FAX 0255(75)5123



契 約 書

市民クラブ 代表 近藤彰治 (以下「甲」という。) と、株式会社 謙信堂 (以下「乙」という。) との間に、パソコン機器 (以下「物件」という。) の賃貸借に関する契約を下記の通り締結する。

(総則)

第1条 甲は、乙から物件を賃借し、乙は、これを賃貸するものとする。

(契約対象物件及び設置場所)

第2条 物件の内容及び設置場所は、次のとおりとする。

(1) 物件の内容

NEC デスクトップパソコン PC-MRM29LZ7ACZ5 1台

アイ・オー・データ機器 23.8型ワイドディスプレイ LCD-AH241EDB 1台

(2) 設置場所

上越市木田1丁目1番3号 上越市役所5階 市民クラブ控え室

(契約期間)

第3条 契約期間 令和2年5月1日 ~ 令和6年4月30日まで

(契約金額)

第4条 この契約に係る賃借料は、次のとおりとする。

月 額 ¥4,730円 (内消費税額 430円)

(契約代金の支払)

第5条 甲は乙から請求があったときは、その請求を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

(物件の所有権及び保守)

第6条 (1) 物件の所有権は、乙に属する。

(2) 甲は、善良なる管理者の注意義務をもって使用及び管理しなければならない。

(3) 甲は、物件の維持及び修理の責任を負い、物件の補修、損傷の修理その他一切の維持修理について、その費用を負担する。

(賠償責任)

第7条 乙は、甲が故意又は過失によって物件に損害を与えた場合は、その賠償を甲
対して請求することができる。

(契約の満了)


第8条 この契約の期間が満了し、甲が引き続き使用するときは、新たに賃貸借契約
締結するものとする。


(その他)

第9条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ決定する。

上記契約の証として本証書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

令和2年5月1日

(甲) 上越市本田1-1-3
市民クラブ
代表 近藤 彰海 

(乙) 上越市中央1丁目26番45号
株式会社 謙信堂 
代表取締役 山田 直樹 